

各位

平成 22 年 12 月 2 日

会社名 株式会社オリエントコーポレーション

代表者名 代表取締役社長 西田 宜正

(コード:8585)

問合せ先 経営企画部長 古賀 正弘

(TEL. 0.3 - 5.8.7.7 - 1.1.1.1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、当社の発行する第一回 I 種優先株式(以下、「I 種優先株式」という。) に関する内容の一部変更(定款一部変更(その1)) および発行済株式のすべてを消却したA種ないしH種優先株式の関係条文の削除(定款一部変更(その2)) について、臨時株主総会および各種類株主総会に上程することを本日開催の取締役会で決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 定款一部変更(その1)

(1)変更の目的

当社の発行する I 種優先株式については、一定の行使期間(当社取締役会決議に基づき平成29年8月1日から平成39年8月1日までと定められております。)、当社が I 種優先株式を取得し、これと引換えに定款に定める条件により算出される数の普通株式を交付することを当社に対して請求することができる権利(以下、「取得請求権」という。)を有する旨が規定されており、さらに、行使期間の末日までに取得請求権が行使されなかった場合、その翌日(平成39年8月2日)に、当社が、全 I 種優先株式を取得し、これと引換えに定款に定める条件により算出される数の普通株式を交付する旨の定め(以下、「一斉取得条項」という。)が規定されています。

I 種優先株主による行使期間中の取得請求権の行使により、または、一斉取得条項に基づき、 当社が I 種優先株式を取得する対価として普通株式を交付した場合、普通株式数が増加すること となります。このような普通株式の希薄化が生じた場合、株価に影響を与える可能性も考えられ ます。

一方、当社定款では、J種優先株式についても I 種優先株式と同様に、J種優先株主が、普通株式が交付されることとなる取得請求権を有する旨および普通株式を対価とする一斉取得条項が規定されており、現在、J種優先株式については既に取得請求権の行使期間が開始しております。

当社は、従来より、取得請求権の行使を前提として、それが普通株式に与える希薄化影響を最小限に抑制すべく、企業価値の向上に努めて参りました。しかしながら、株式市場の動向が不透

明な状況の中でJ種優先株式の取得請求権の行使期間が開始されたことや現在の当社を取り巻く環境等を踏まえまして、当社は、普通株式の希薄化に対して一層の配慮を可及的速やかに示すことが必要であると判断するに至りました。

もとより、I種優先株式につきましては、当社は、利益剰余金を蓄積し、取得および消却することを経営の優先課題の一つとして掲げており、取得請求権の行使又は一斉取得により I 種優先株式の代わりに普通株式が交付されることに伴う普通株式の希薄化を回避することを予定しておりました。今般、普通株式の希薄化を生じさせないという当社の従来からの方針をより明確にするために、I 種優先株式の取得請求権を解除し、また、当該権利の行使期間終了後の普通株式を対価とする一斉取得も行わないこととします。そして、I 種優先株式の代わりに普通株式の交付を受けることができる可能性が失われることの代替措置として、平成29年8月1日以降の優先配当年率を増加させることとし、また、当社がI 種優先株式を強制償還することができる期間を無制限とする内容変更を実施致します。

(2)変更の内容

変更の内容は、別紙[定款一部変更案(その1)]のとおりです。

なお、定款一部変更(その1)は、平成23年2月3日に決議予定の、①臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」という。)、②普通株主による種類株主総会、③I種優先株主による種類株主総会 会および④J種優先株主による種類株主総会(以下、②から④を総称して「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と併せて「本件株主総会」という。)に上程される[定款一部変更案(その1)]に係る議案が、原案どおり承認可決されることを条件として、平成23年2月3日に効力が生じる予定です。

2. 定款一部変更(その2)

(1)変更の目的

現行当社定款に規定されるA種ないしH種優先株式については、既に全株式が消却されており、 当社として今後これらの優先株式を発行する予定もないことから、A種ないしH種優先株式に関 連する規定を、当社定款から削除するものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は、別紙「定款一部変更案(その2)」のとおりです。

なお、定款一部変更(その2)は、定款一部変更(その1)の変更の効力が生じていること、および、平成23年2月3日に開催予定の本臨時株主総会に上程される[定款一部変更案(その2)]に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成23年2月3日に効力が生じる予定です。

3. 定款変更の日程

- ・平成22年12月2日 取締役会決議日
- ・平成22年12月7日 本件株主総会に係る基準日設定公告
- ・平成22年12月22日 本件株主総会に係る基準日
- ・平成23年2月3日 定款一部変更(その1)についての本臨時株主総会および本種類株主総会の決議日(予定)
- ・平成23年2月3日 定款一部変更(その2)についての本臨時株主総会の決議日(予定)
- ・平成23年2月3日 定款一部変更(その1)および(その2)の効力発生日(予定)

以上

現行定款

第2章の2 優 先 株 式

(I 種優先株式)

第12条の10 当会社の発行する I 種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(I種優先配当金)

- 1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された I 種優先株式を有する株主(以下「I 種優先株主」という。)又は I 種優先株式の登録株式質権者(以下「I 種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I 種優先株式 1 株当たり、I 種優先株式 1 株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「I 種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「I 種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第5項に定める I 種優先中間配当金を支払ったときは、当該 I 種優先中間配当金を控除した額とする。
- ② I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、<u>下記</u>算式により計算される年率とする。
 - I 種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%
 - I 種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日 を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の(但し、取得価額の計算のために I 種優先配当金を算出する場合は、その取得日の直前の)10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円LIBOR 6ヵ月物(360日ベース)) として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6ヵ月物)に代えて用いるものとする。
- $\begin{pmatrix} 3 \\ 4 \end{pmatrix}$

(条文省略)

(普通株式への転換を請求する権利)

- 2. I 種優先株主は、本項第2号の定めに従い、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、 当該決議で定める転換の条件で、当会社に対し、I 種優先株主が有する I 種優先株式の全部又は一部を取得し、 これと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。
- ② 交付価額は、267円とし、その後、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満は切り上げる。)に0.9を乗じた額が、当初の交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。また、交付価額は、平成19年8月1日以降の毎年2月1日及び8月1日(以下「修正日」という。)における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。「修正日」における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とするが、当該修正基準価額が140円(但し、発行の際の取締役会決議で定める調整を受ける。以下「下限交付価額」という。)を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。上記交付価額の修正のほか、発行の際の取締役会決議により交付価額の調整の方法を定めることができる。

変 更 案 (その1)

第2章の2 優 先 株 式

(I 種優先株式)

第12条の10 当会社の発行する I 種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(I 種優先配当金)

- 1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された I 種優先株式を有する株主(以下「I 種優先株主」という。)又は I 種優先株式の登録株式質権者(以下「I 種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I 種優先株式 1 株当たり、I 種優先株式 1 株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「I 種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「I 種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定める I 種優先中間配当金を支払ったときは、当該 I 種優先中間配当金を控除した額とする。
- ② I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、<u>以下に</u> 掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

平成29年3月31日までに終了する事業年度:I 種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%平成30年3月31日に終了する事業年度:I 種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%×122÷365+2.75%×243÷365)

平成30年4月1日以降に終了する事業年度: I 種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +2.75% I 種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の(但し、<u>本条第3項第2号に基づく</u>取得価額の計算のために I 種優先配当金<u>又は修正加算額</u>を算出する場合は、その取得日の直前の)10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円LIBOR 6ヵ月物(360日ベース)) として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6ヵ月物)に代えて用いるものとする。
- $\begin{pmatrix} 3 \\ 4 \end{pmatrix}$

(現行どおり)

現行定款

(取得条項(強制転換))

3. 当会社は、前項の取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかった I 種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉取得日」という。)をもって取得するものとし、当会社はかかる I 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる I 種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を各 I 種優先株主に対して交付するものとする。但し、当該平均値が下限交付価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限交付価額をもって計算する。前記の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(新 設)

(強制取得(強制償還))

- 4. 当会社は、平成19年5月3日以降平成29年7月31日までいつでも、I種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社はかかる I 種優先株式を取得するのと引換えに、本項第2号に定める額の金銭を交付するものとする。 I 種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。
- ② 前項に基づく I 種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1 株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度における I 種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度において I 種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

(進用規定)

5. 第12条の2<u>第2項(A種優先中間配当金)、</u>第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)の規定は、I種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「I種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「I種優先株主」と、「A種登録株式質権者」とあるのは「I種登録株式質権者」と、「A種優先配当金」とあるのは「I種優先配当金」と、「A種優先中間配当金」とあるのは「I種優先中間配当金」と、「1株につき500円」とあるのは「1株につき1,000円」と読み替えるものとする。

変 更 案(その1)

(削 除)

(I 種優先中間配当金)

2. 当会社は、優先配当開始事業年度初日以降、第41条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された I 種優先株主又は I 種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I 種優先株式 1 株につき各事業年度における I 種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「I 種優先中間配当金」という。)を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度における I 種優先中間配当金の額は、I 種優先株式 1 株当たりの払込金額(1,000円)に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物)に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)とする。

(強制取得(強制償還))

- 3. 当会社はいつでも、I 種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社はかかる I 種優先株式を取得するのと引換えに、本項第2号に定める額の金銭を交付するものとする。I 種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。
- ② 前号に基づく I 種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度における I 種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(但し、取得日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。いずれも円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度において I 種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

修正加算額= I 種優先株式 1 株当たりの払込金額(1,000円)×($a1 \times b \div 365 + a2 \times c \div 365$)

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

- a1=平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%
- b = 平成29年4月1日から取得日までの日数(平成29年4月1日及び取得日を含む。但し、平成29年8月1日 以降の日数を除く。)
- <u>a2</u>=平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物)+2.75%
- <u>c</u> = 平成29年8月1日から取得日までの日数(平成29年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が平成29年7月31日以前の場合には、零とする。)

(進用規定

4. 第12条の2第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)の規定は、I種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「I種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「I種優先株主」と、「A種登録株式質権者」とあるのは「I種登録株式質権者」と、「1株につき500円」とあるのは「1株につき1,000円」と読み替えるものとする。

現行定款

(J 種優先株式)

第12条の11 当会社の発行する「種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(J 種優先配当金)

1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主(以下「J種優先株主」という。)又はJ種優先株式の登録株式質権者(以下「J種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「J種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「J種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。

 $\begin{pmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{pmatrix}$

(条文省略)

(新 設)

(新 設)

(準用規定)

2. 第12条の2第2項(A種優先中間配当金)、第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第7項(株式の 併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)の規定は、J種優先株式にこれを準用する。この場合にお いて、「A種優先株式」とあるのは「J種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「J種優先株主」と、 「A種登録株式質権者」とあるのは「J種登録株式質権者」と、「A種優先配当金」とあるのは「J種優先配 当金」と、「A種優先中間配当金」とあるのは「J種優先中間配当金」と、「1株につき500円」とあるのは 「1株につき1,000円」と読み替えるものとする。

第12条の10第2項(普通株式への転換を請求する権利)、第3項(取得条項(強制転換))の規定は、J種優先株式にこれを準用する。この場合において、「I種優先株式」とあるのは「J種優先株式」と、「I種優先株式」とあるのは「J種優先株主」と読み替えるものとする。

変 更 案(その1)

(J 種優先株式)

第12条の11 当会社の発行する「種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(J種優先配当金)

1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主(以下「J種優先株主」という。)又はJ種優先株式の登録株式質権者(以下「J種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「J種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「J種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第4項に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。

(現行どおり)

(普通株式への転換を請求する権利)

- 2. J種優先株主は、本項第2号の定めに従い、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、 当該決議で定める転換の条件で、当会社に対し、J種優先株主が有するJ種優先株式の全部又は一部を取得し、 これと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。
- ② 交付価額は、267円とし、その後、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満は切り上げる。)に0.9を乗じた額が、当初の交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。また、交付価額は、平成19年8月1日以降の毎年2月1日及び8月1日(以下「修正日」という。)における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。「修正日」における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とするが、当該修正基準価額が140円(但し、発行の際の取締役会決議で定める調整を受ける。以下「下限交付価額」という。)を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。上記交付価額の修正のほか、発行の際の取締役会決議により交付価額の調整の方法を定めることができる。

(取得条項(強制転換))

3. 当会社は、前項の取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかった」種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉取得日」という。)をもって取得するものとし、当会社はかかる」種優先株式を取得するのと引換えに、かかる」種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を各」種優先株主に対して交付するものとする。但し、当該平均値が下限交付価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限交付価額をもって計算する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(準用規定)

4. 第12条の2第2項(A種優先中間配当金)、第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)の規定は、J種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「J種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「J種優先株主」と、「A種優場株式質権者」とあるのは「J種登録株式質権者」と、「A種優先配当金」とあるのは「J種優先配当金」と、「A種優先中間配当金」とあるのは「J種優先中間配当金」と、「1株につき500円」とあるのは「1株につき1,000円」と読み替えるものとする。

第2章 株

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は2,170,000,000株とし、このうち1,825,000,000株は普通株式、4,000,000株は A種優先株式、6,000,000株はB種優先株式、10,000,000株はC種優先株式、10,000,000株はD種優先株式、 10,000,000株はE種優先株式、3,000,000株はF種優先株式、6,000,000株はG種優先株式、6,000,000株は H種優先株式、140,000,000株はI種優先株式、150,000,000株はJ種優先株式とする。

(単元株式数)

(発行可能株式総数)

第8条 当会社の普通株式の単元株式数は500株とし、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、 E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式、H種優先株式、I 種優先株式及びJ種優先株式の単元株式 数は1,000株とする。

第2章の2 優 先 株 式

(A種優先株式)

第12条の2 当会社の発行するA種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(A種優先配当金)

- 1. 当会社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において第40条に定める剰余金の 配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、第40 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株式を有する株 主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」とい う。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株当たり 500円に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「A種配当年率」という。)を乗じて算 出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「A種優先配当金」 という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、 当該A種優先中間配当金を控除した額とする。
- ② A種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算 式により計算される年率とする。
 - A種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%
 - A種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 - ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日 を年率修正日とする。
 - ・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月 1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・ インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会連合会によって公表される数値 の平均値を指すものとする。
 - ・日本円TIBOR (6ヵ月物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時 間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6 カ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認めら れるものを日本円TIBOR(6ヵ月物)に代えて用いるものとする。
- ③ ある事業年度においてA種優先株主又はA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配 当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ④ 当会社は、優先配当開始事業年度初日以降、A種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通 株主又は普通登録株式質権者に対して、A種優先配当金(第12条の2第2項に定めるA種優先中間配当金を含 す。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額 について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、A種優先株主又はA種登録株式質権者及び普通株 主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(A種優先中間配当金)

2. 当会社は、優先配当開始事業年度初日以降、第41条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の 株主名簿に記録されたA種優先株主又はA種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録 された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき各事業年度におけるA種優先配 当金の2分の1の額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

変 更 案(その2)

第2章 株

第6条 当会社の発行可能株式総数は2,115,000,000株とし、このうち1,825,000,000株は普通株式、140,000,000株 は I 種優先株式、150,000,000株は I 種優先株式とする。

(単元株式数)

第8条 当会社の普通株式の単元株式数は500株とし、「種優先株式及び「種優先株式の単元株式数は1,000株とす

第2章の2 優 先 株 式

(削 除)

(削 除)

合を除く。)

定 款 一 部 変 更 案(その2) (下線 は、変更部分) 変 更 案(その2) 変 更 案(その1) (残余財産の分配) 3. 当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株 (削 除) 式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき500円を支払う。 ② A種優先株主又はA種登録株式質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。 (議決権) 4. A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (削 除) (普通株式への転換を請求する権利) 5. A種優先株主は、当会社に対して、以下に定める期間中、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得する (削 除) ことを請求することができるものとし、当会社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するの と引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を交付するものとする。 ① A種優先株式を取得することを請求することができる期間 平成21年2月1日から平成31年2月1日まで ② A種優先株式を取得するのと引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法 <u>イ</u> <u>A種優先株式を取得するのと引換えに交付する株式の種類</u> 普通株式 ロ A種優先株式を取得するのと引換えに交付する株式の数の算定方法 A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、次の算出式により算出される最大整数とする。 取得と引換えに交付 すべき普通株式数=A種優先株主が取得の請求をした A種優先株式の払込金額の総額 立交付価額 交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数を生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる金 銭の交付は行わない。 <u>③</u> <u>交付価額</u> <u>イ</u> 当初交付価額 当初交付価額は、228円とする。 ロ 交付価額の調整 (a) 当会社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由(但し、平成19年6月4日に予定される当会 社普通株式の併合を除く。)により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、 次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額(下限交付価額を含む。)を調整 <u>する。</u> 既 発 行 ₊ <u>交付普通株式数×1株当たりの払込金額</u> mmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmm1株当たり時価 既発行普通株式数 + 交付普通株式数 交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基 準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適 用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株 式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が 行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関 して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減 少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まな い。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、 下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当 ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v) で定める対価の額とする。 (b) 交付価額調整式によりA種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期 については、次に定めるところによる。 (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合 を含む。)(但し、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株 予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)の取得と引換えに交 付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含

む。以下本口において同じ。) その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合
 - 調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに (c)(ii)に定める時価を下回る対価(以下に定義される。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の併合をする場合
 - 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- (v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある 支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合に は、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又 は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した 金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c)(i) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - (ii) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を 含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四 捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。
 - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部 の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために 交付価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (iii) 平成19年6月4日に予定される当会社の普通株式の併合が行われなかった場合、その他当会社が交付価額の調整を必要と認めるとき。
- (e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記録された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

変 更 案(その2)

	(ト線 は、変更部分)
変 更 案 (その1)	変 更 案 (その2)
(取得条項(強制転換)) 6. 当会社は、前項の取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉取得日」という。)をもって取得するものとし、当会社はかかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数にA種優先株式1株当たり500円を乗じて得られる金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を各A種優先株主に対して交付するものとする。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。	(削 除)
(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等) 7. 当会社は法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。 ② 当会社はA種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。	(削 除)
(A種優先配当金等の除斥期間) 8. 第42条の規定は、A種優先配当金及びA種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。 (B種優先株式)	(削 除)
(B性優元休氏) 第12条の3 当会社の発行するB種優先株式の内容は、次のとおりとする。	(削 除)
 ① B種優先配当金) 1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優発株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり500円に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「B種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「B種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。 ② B種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 B種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。 ・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会連合会によって公表される数値 	(削 除)
 ○平均値を指すものとする。 ・日本円TIBOR (6ヵ月物) が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円LIBOR 6ヵ月物 (360日ベース)) として英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6ヵ月物) に代えて用いるものとする。 ③ ある事業年度においてB種優先株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。 ④ 当会社は、優先配当開始事業年度初日以降、B種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、B種優先配当金(B種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、B種優先株主又はB種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。 	

	(ト線は、変更部分)
変 更 案 (その1)	変更案(その2)
(準用規定) 2. 第12条の2第2項(A種優先中間配当金)、第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第5項(普通株式への転換を請求する権利)、第6項(取得条項(強制転換))、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)及び第8項(A種優先配当金等の除斥期間)の規定は、B種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「B種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「B種優先株主」とあるのは「B種優先株主」とあるのは「B種優先株主」とあるのは「B種優先配当金」とあるのは「B種優先配当金」と、「A種優先配当金」とあるのは「B種優先中間配当金」と読み替えるものとする。	(削 除)
<u>(C種優先株式)</u> 第12条の4 当会社の発行するC種優先株式の内容は、次のとおりとする。	(削 除)
(C種優先配当金) 1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり500円に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「C種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「C種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。 ② C種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。	(削 除)
 ○ C種配当年率=日本円TIBOR(6ヵ月物)+1.00% ○ C種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 ・ 年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。 ・ 日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会連合会によって公表される数値の平均値を指すものとする。 ・ 日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヵ月物)に代えて用いるものとする。 ③ ある事業年度においてC種優先株主又はC種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。 ④ 当会社は、優先配当開始事業年度初日以降、C種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、C種優先配当金(C種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、C種優先報主又はC種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者 	
(準用規定) 2. 第12条の2第2項(A種優先中間配当金)、第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第5項(普通株式への転換を請求する権利)、第6項(取得条項(強制転換))、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)及び第8項(A種優先配当金等の除斥期間)の規定は、C種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「C種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「C種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「C種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「C種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「C種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「C種優先配当金」と、「A種優先配当金」とあるのは「C種優先配当金」と読み替えるものとする。	(削 除)
<u>(D種優先株式)</u> 第12条の5 当会社の発行するD種優先株式の内容は、次のとおりとする。	(削 除)

(D種優先配当金)

- 1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たり500円に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「D種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「D種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、当該D種優先中間配当金を控除した額とする。
- ② <u>D種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算</u>式により計算される年率とする。
 - D種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%
 - D種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 - ・「年率修正日」は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前 営業日を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月 1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・ インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会連合会によって公表される数値 の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円LIBOR 6ヵ月物(360日ベース)) として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6ヵ月物)に代えて用いるものとする。
- ③ ある事業年度においてD種優先株主又はD種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ④ 当会社は、優先配当開始事業年度初日以降、D種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、D種優先配当金(D種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、D種優先株主又はD種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(準用規定)

2. 第12条の2第2項(A種優先中間配当金)、第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第5項(普通株式への転換を請求する権利)、第6項(取得条項(強制転換))、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)及び第8項(A種優先配当金等の除斥期間)の規定は、D種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「D種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「D種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「D種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「D種優先配当金」と、「A種優先配当金」とあるのは「D種優先中間配当金」と読み替えるものとする。

(E種優先株式)

第12条の6 当会社の発行するE種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(E種優先配当金)

- 1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たり500円に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「E種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「E種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、当該E種優先中間配当金を控除した額とする。
- ② <u>E種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</u>
 - E種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%

変 更 案 (その2)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

- E種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日 を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月 1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・ インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会連合会によって公表される数値 の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円LIBOR 6ヵ月物(360日ベース)) として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6ヵ月物) に代えて用いるものとする。
- ③ <u>ある事業年度においてE種優先株主又はE種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がE種優先配</u> 当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ④ 当会社は、優先配当開始事業年度初日以降、E種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、E種優先配当金(E種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、E種優先株主又はE種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(準用規定)

2. 第12条の2第2項(A種優先中間配当金)、第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第5項(普通株式への転換を請求する権利)、第6項(取得条項(強制転換))、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)及び第8項(A種優先配当金等の除斥期間)の規定は、E種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「E種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「E種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「E種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「E種優先配当金」と、「A種優先配当金」とあるのは「E種優先中間配当金」と読み替えるものとする。

(F種優先株式)

第12条の7 当会社の発行するF種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(F種優先配当金)

- 1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)又はF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株当たり1,000円に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「F種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「F種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるF種優先中間配当金を支払ったときは、当該F種優先中間配当金を控除した額とする。
- ② <u>F種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算</u>式により計算される年率とする。
 - <u>F種配当年率=日本円TIBOR(6ヵ月物)+1.00%</u>
 - F種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 - ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日 を年率修正日とする。
 - ・日本円TIBOR (6ヵ月物) は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月 1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・ インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均 値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円LIBOR 6ヵ月物(360日ベース)) として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6ヵ月物) に代えて用いるものとする。

(削 除)

変 更 案(その2)

(削 除)

- ③ ある事業年度においてF種優先株主又はF種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がF種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ④ 当会社は、優先配当開始事業年度初日以降、F種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、F種優先配当金(F種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、F種優先株主又はF種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(準用規定)

2. 第12条の2第2項(A種優先中間配当金)、第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第5項(普通株式への転換を請求する権利)、第6項(取得条項(強制転換))、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)及び第8項(A種優先配当金等の除斥期間)の規定は、F種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「F種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「F種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「F種優先配当金」と、「A種優先中間配当金」とあるのは「F種優先配当金」と、「A種優先中間配当金」とあるのは「F種優先中間配当金」と、「1株につき500円」とあるのは「1株につき1,000円」と、「当初交付価額は、228円とする。」とあるのは「当初交付価額は、216円とする。」と読み替えるものとする。

(G種優先株式)

第12条の8 当会社の発行するG種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(G種優先配当金)

- 1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたG種優先株式を有する株主(以下「G種優先株主」という。)又はG種優先株式の登録株式質権者(以下「G種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株当たり1,000円に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「G種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「G種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるG種優先中間配当金を支払ったときは、当該G種優先中間配当金を控除した額とする。
- ② <u>G種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算</u>式により計算される年率とする。
 - G種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%
 - G種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日 を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月 1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・ インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均 値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円LIBOR 6ヵ月物(360日ベース)) として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6ヵ月物)に代えて用いるものとする。
- ③ ある事業年度においてG種優先株主又はG種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がG種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ④ 当会社は、優先配当開始事業年度初日以降、G種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、G種優先配当金(G種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、G種優先株主又はG種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(削 除)

変 更 案(その2)

(削 除)

		(下線は、変更部分)
変 更 案 (その1)	変 更 案 (その2)	
(準用規定) 2. 第12条の2第2項(A種優先中間配当金)、第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第5項(普通株式への転換を請求する権利)、第6項(取得条項(強制転換))、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)及び第8項(A種優先配当金等の除斥期間)の規定は、G種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「G種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「G種優先株主」とあるのは「G種優先株主」とあるのは「G種優先に当金」とあるのは「G種優先配当金」とあるのは「G種優先配当金」とあるのは「G種優先配当金」と、「A種優先中間配当金」とあるのは「1株につき500円」とあるのは「1株につき1,000円」と、「当初交付価額は、228円とする。」とあるのは「当初交付価額は、216円とする。」と読み替えるものとする。	(削 除)	
<u>(H種優先株式)</u> 第12条の9 当会社の発行するH種優先株式の内容は、次のとおりとする。	(削 除)	
 ① 1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された日種優先株式の看針様式では、一個優先株主のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	(削 除)	
(準用規定) 2. 第12条の2第2項(A種優先中間配当金)、第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第5項(普通株式への転換を請求する権利)、第6項(取得条項(強制転換))、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)及び第8項(A種優先配当金等の除斥期間)の規定は、H種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「H種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「H種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「H種優先株主」と、「A種優先配当金」とあるのは「H種優先配当金」とあるのは「H種優先配当金」と、「A種優先中間配当金」とあるのは「H種優先中間配当金」と、「1株につき500円」とあるのは「1株につき1,000円」と、「当初交付価額は、228円とする。」とあるのは「当初交付価額は、216円とする。」と読み替えるものとする。	(削 除)	

(I 種優先株式)

第12条の10 当会社の発行する I 種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(I 種優先配当金)

- 1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された I 種優先株式を有する株主(以下「I 種優先株主」という。)又は I 種優先株式の登録株式質権者(以下「I 種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I 種優先株式 1 株当たり、I 種優先株式 1 株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「I 種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「I 種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定める I 種優先中間配当金を支払ったときは、当該 I 種優先中間配当金を控除した額とする。
- ② I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に 掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

平成29年3月31日までに終了する事業年度: I 種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%

平成30年3月31日に終了する事業年度 : I 種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%×122÷365+

 $2.75\% \times 243 \div 365$

平成30年4月1日以降に終了する事業年度: I 種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +2.75%

I種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日 を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の(但し、本条第3項第2号に基づく取得価額の計算のためにI種優先配当金又は修正加算額を算出する場合は、その取得日の直前の)10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円LIBOR 6ヵ月物(360日ベース)) として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6ヵ月物)に代えて用いるものとする。

34

(条文省略)

(I種優先中間配当金)

2.

(条文省略)

(新 設)

(新 設)

(強制取得(強制償還))

<u>3</u>.

(条文省略)

変 更 案(その2)

(I 種優先株式)

第12条の2 当会社の発行する I 種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(I種優先配当金)

- 1. 当会社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において第40条に定める剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された I 種優先株式を有する株主(以下「I 種優先株主」という。)又は I 種優先株式の登録株式質権者(以下「I 種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I 種優先株式1株当たり、I 種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「I 種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「I 種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定める I 種優先中間配当金を支払ったときは、当該 I 種優先中間配当金を控除した額とする。
- ② I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に 掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

平成29年3月31日までに終了する事業年度: I種配当年率=日本円TIBOR(6ヵ月物)+1.00%

平成30年3月31日に終了する事業年度 : I 種配当年率=日本円TIBOR (6ヵ月物) +1.00%×122÷365+

 $2.75\% \times 243 \div 365)$

平成30年4月1日以降に終了する事業年度: I種配当年率=日本円TIBOR(6ヵ月物)+2.75%

I 種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日 を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の(但し、本条第5項第2号に基づく取得価額の計算のためにI種優先配当金又は修正加算額を算出する場合は、その取得日の直前の)10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR (6ヵ月物) が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日) ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円LIBOR 6ヵ月物(360日ベース)) として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR (6ヵ月物)に代えて用いるものとする。

③ ④ }

(現行どおり)

(I 種優先中間配当金)

2.

(変更案(その1)のとおり)

(残余財産の分配)

- 3. 当会社の残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。
- ② I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

4. I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(強制取得(強制償還))

5.

(変更案(その1)のとおり)

(新 設)

(準用規定)

4. 第12条の2第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)の規定は、I種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「I種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「I種優先株主」と、「A種登録株式質権者」とあるのは「I種登録株式質権者」と、「1株につき500円」とあるのは「1株につき1,000円」と読み替えるものとする。

(I 種優先株式)

第12条の11 当会社の発行する J 種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(] 種優先配当金

1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主(以下「J種優先株主」という。)又はJ種優先株式の登録株式質権者(以下「J種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「J種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「J種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第4項に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。

(新 設)

(条文省略)

(条文省略)

(普通株式への転換を請求する権利)

2.

(取得条項(強制転換))

<u>3</u>. (条文省略)

(準用規定)

4. 第12条の2第2項(A種優先中間配当金)、第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第7項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)の規定は、J種優先株式にこれを準用する。この場合において、「A種優先株式」とあるのは「J種優先株式」と、「A種優先株主」とあるのは「J種優先株主」と、「A種登録株式質権者」とあるのは「J種登録株式質権者」と、「A種優先配当金」とあるのは「J種優先優先配当金」と「A種優先中間配当金」とあるのは「J種優先中間配当金」と、「1株につき500円」とあるのは「1株につき1,000円」と読み替えるものとする。

(優先順位)

第12条の12 (条文省略)

変 更 案 (その2)

(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)

- 6. 当会社は法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。
- ② 当会社は I 種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与 えない。

(削 除)

(| 種優先株式)

第12条の3 当会社の発行する」種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(J 種優先配当金)

1. 当会社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主(以下「J種優先株主」という。)又はJ種優先株式の登録株式質権者(以下「J種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「J種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「J種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。

(J 種優先中間配当金)

2. 当会社は、優先配当開始事業年度初日以降、第41条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき各事業年度におけるJ種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「J種優先中間配当金」という。)を支払う。

(普通株式への転換を請求する権利)

3. (変更案 (その1) のとおり)

(取得条項(強制転換))

 $\underline{4}$. (変更案 (その1) のとおり)

(準用規定)

5. 第12条の2第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第<u>6</u>項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)の規定は、J種優先株式にこれを準用する。この場合において、「<u>1</u>種優先株式」とあるのは「J種優先株式」と、「<u>1</u>種優先株主」と、「<u>1</u>種登録株式質権者」とあるのは「J種登録株式質権者」と読み替えるものとする。

(優先順位)

第12条の4 (現行どおり)